

9. 川北都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

(川北都市計画区域マスタープラン)

本方針は、川北都市計画区域におけるおおむね 20 年後の都市の姿の基本的な方向を定めたものである。

本都市計画区域の範囲及び規模は、次の通りである。

都市計画区域名	市町名	範 囲	面 積
川北都市計画区域	川北町	行政区域の全域	1, 464ha

1) 都市計画の目標

(1) 都市づくりの基本理念

川北都市計画区域は、自然や歴史をはじめとする魅力的な地域資源を活かしながら、自然と共生し、活力があふれ、快適に暮らせるまちを目指して、まちづくりの基本テーマを「活力に満ちた人と自然の調和した豊かな町」とし、次の基本理念に基づき地域主体の持続可能なまちづくりを進める。

① 自然環境と町民の共生による、安全・安心なまちづくり

地域の魅力である美しい田園景観を保全・活用し、また地域コミュニティの意識向上によって地域の絆を高め、安全・安心なまちづくりを進める。

② 赤ちゃんから高齢者まで一緒に暮らせる、健康なまちづくり

高齢社会を見据え、高齢者の社会参加やボランティア活動の促進、地域コミュニティの活性化により誰もが健康に暮らせるまちづくりを進める。

③ 農・工・商のバランスのとれた、産業の振興と交流を促進するまちづくり

各種研究機関との連携や異業種間の交流等により、既存企業の競争力の向上を図る。また北陸新幹線開業効果を活かし、企業誘致を図る。

④ 住みやすさが実感できる住環境等が整った、快適なまちづくり

農村集落が有する景観の保全や緑化の推進により、居住環境の質的な向上を図る。また空き家の利活用を促進し、快適なまちづくりを目指す。

川
北

(2) 地域毎の市街地像

役場一帯に配置する都市拠点を中心とした集約型の市街地の形成を図るとともに、都市拠点と能美方面をはじめ各方面と連携する都市連携軸を位置付け、広域連携によるまちづくりを推進する。

本都市計画区域におけるおおむね 20 年後の地域毎の市街地像は次に示す通りである。

① 市街地ゾーン

a 商業・業務ゾーン

交通量の多い一般国道 8 号や一般県道草深木呂場美川線などの幹線道路の沿道においては、交通利便性を活かした沿道サービス型施設を配置する。

b 工業ゾーン

一般県道草深木呂場美川線、鶴来水島美川線沿道の企業集積地域では、周辺の田園環境に配慮しつつ、工業団地としてさらなる施設立地を促進する。

② 農業ゾーン

今後とも、水田を中心とした安定した農地利用をより一層促進する。

農業体験施設や農産品加工施設をはじめ、高付加価値型農業団地、分家住宅用地など、地域活性化や集落環境整備のため、必要な用地を計画的に創出していく。

農村集落においては、無秩序な開発を防止しつつ、周囲の田園や丘陵地と共に存した住環境の形成に努める。

③ 自然保全ゾーン

町のシンボルである手取川は、住民の身近な存在として再構築を図るため、手取川の河川敷の活用や各集落内の各所に親水、遊水機能整備のための施設、広場を整備する。

2) 区域区分の決定の有無

本都市計画区域には、市街化区域と市街化調整区域との区域区分を定めない。なお、区域区分を定めないとした根拠は、以下の通りである。

本都市計画区域は、既成集落周辺に宅地需要を適正に誘導することにより、無秩序な開発を抑制してきた。今後も立地適正化計画などを活用し、適正な宅地開発などを誘導することにより、無秩序な開発が進行する可能性は低い。

川
北

3) 主要な都市計画の決定の方針

(1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

本都市計画区域では、現在、用途地域を指定していないが、今後、以下の方針に基づき用途地域の指定を検討するとともに、立地適正化計画の策定も見据えた配置を行うことにより、良好な市街地環境の形成を目指す。

① 主要用途の配置の方針

(商業地)

一般国道8号や一般県道草深木呂場美川線などの幹線道路の沿道においては、周辺環境や景観との調和を図りながら、沿道サービス型施設を適正に誘導する。

(工業地)

一般県道草深木呂場美川線、鶴来水島美川線沿道の大規模な企業がまとまって立地している地域では、本都市計画区域における重要な産業拠点として、施設周辺の緑化に努めるなど周囲の田園環境との調和に留意しながら、今後も工業の利便を維持・増進する。

② 土地利用の方針

ア) 居住環境の改善又は維持に関する方針

集落空間の快適性を高めるために、集落用地の計画的な創出やシンボル空間の整備をはじめ、農地の適切な管理、公共交通の充実、道路・水辺空間のアメニティ整備及び適切な維持管理により、集落の維持・活性化を図る。

イ) 優良な農地との健全な調和に関する方針

本都市計画区域では、集団的優良農地の大半は既に圃場整備事業を実施しており、これらの大型圃場については、計画的な開発以外は原則として開発を抑制し、引き続き優良農地として維持・保全に努める。

ウ) 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

地震・津波、風水害、土砂災害及び大規模火災等といった災害リスクの低減に向け、各種ハザードマップを活用しながら、災害リスクの低い地域への居住の誘導を進めるなど、ハード・ソフトが一体となった防災・減災対策の強化を図る。

エ) 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

良好な田園景観や眺望景観の保全に努めるとともに、貴重な水辺空間の保全・活用を図る。

オ) 秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針

農村集落や田園地域など地域の特徴を考慮して建築物の適正規模への誘導を図る。

(2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

① 交通施設

a 基本方針

交通体系の整備の方針

「ダブルラダー輝きの美知（みち）」構想の実現により、金沢市及び小松市との連絡性を高めるとともに、隣接する都市との連絡の強化、区域内における各地区間を連絡する利便性の高い道路ネットワークを構築する。

b 主要な施設の配置の方針

(道路)

災害に強く代替性のある幹線道路網を構築して、安全で円滑な地域間交流が図られるように、一般国道8号、主要地方道金沢小松線、一般県道松任寺井線の適切な維持管理に努める。

また、加賀海浜産業道路は、都市を連絡する広域幹線道路として配置し、整備促進を図る。

一般県道草深木呂場美川線や一般県道鶴来水島美川線は、本都市計画区域の生活幹線道路であり、車道の拡幅や歩行者・自転車に配慮した整備を進めるとともに、公共交通の整備・充実を図る。

② 下水道及び河川

基本方針

下水道及び河川の整備の方針

(下水道)

農業集落排水事業と合併処理浄化槽などによる整備は完了していることから、今後は、施設の耐震化やストックマネジメント計画の策定による効率的かつ適正な維持管理・更新を実施し、生活環境のより一層の向上と、河川等の水質保全に努める。

(河川)

河川の整備、保全の方針は、水害から地域の人々の生命及び財産を守るために、安全・安心な川づくりを推進するとともに、水と緑あふれる憩いの空間及び水辺空間の環境を保全・創出し、にぎわい・交流の場づくりを促進する。

③ その他の都市施設

基本方針

(廃棄物処理施設)

最終処分量を削減するために、廃棄物の減量化、再使用、再生利用を推進する。

(その他の都市施設)

供給処理、医療、教育等の都市施設については、市街地や地域の拠点といった公共交通の利便性が高い場所に誘導するなど周辺環境に配慮しつつ、広域的見地から適正な施設規模の検討と配置を行うものとする。

(3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定等の方針

主要な市街地開発事業の決定等の方針

市街地開発事業を行う場合には、自然環境との調和を図りながら良好な市街地環境の整備に努める。

(4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

a 基本方針

自然的環境の特徴と現状、整備又は保全の必要性

自然の生態系を尊重し、すべての住民が花や木に親しみ、町全体に花や木があふれたまちづくりを目指す。また、緑の保全と回復のため、多様な主体が協力して緑を守り、育てていく。

b 主要な緑地の配置の方針

ア) 環境保全系統

生産基盤である田畠・果樹園等は、豊かな自然環境を担う緑地として保全し、スプロール化の防止を図る。

河川・用水等の現存緑地は、地球温暖化への対応や身近な動植物の生息・生育地として、緑地の連続性に留意した保全に努めるとともに、従来の人工的な護岸から多自然型工法などにより、自然にやさしい整備に努める。

イ) レクリエーション系統

利用者の多様化するニーズに対応できるよう、コミュニティ&スポーツ公園をはじめとする各種公園等の機能充実や適切な維持管理に努めるほか、手取川を活かし自然と触れ合うことができるようなレクリエーション施設や手取キャニオンロードの充実に努める。

ウ) 防災系統

地震や火災時の一時避難地となる身近な公園・緑地の適正な維持管理、屋敷林や生垣の保全・整備を促進する。

エ) 景観構成系統

神社・寺社の緑は、区域内で最も大きなまとまりを持つ緑であり、ふるさと景観を支える重要な役割を果たしていることから引き続き保全する。

集落のいたる所で、わずかな空間に日陰をつくる樹木を植えたり、色あざやかな草花を植えたりして、人々の心を和ませる町角広場を整備する。